

1 節 整備・開発と自然環境のバランスがとれた流山（都市基盤の整備）

- 1 項 生態系に配慮した公園・緑地・水辺等空間の整備・管理
- 2 項 地域特性に合った良好な市街地整備
- 3 項 個性ある公共空間・歴史環境の形成と保全
- 4 項 快適な生活環境を目指した下水道整備の推進
- 5 項 土地利用・生活環境に配慮した道路整備
- 6 項 安全性と快適性を兼ね備えた河川・排水路整備
- 7 項 水需要に応じた水道事業の展開
- 8 項 利便性と快適性を重視した公共交通機関の整備充実



1-1 生態系に配慮した公園・緑地・水辺等空間の整備・管理

現状と課題

- 公園遊具の充実や老朽化した施設の更新等、市民が憩い安らぐ地域に合った公園の整備・管理が求められています。また、土地区画整理事業や相続に伴う開発により、緑が減少している状況下で、市民の森※や街路樹等の緑の保全が求められています。
- グリーンチェーン戦略※など、市民との協働※による緑化が始まっており、今後も、緑化意識を一層高めて、地域ぐるみの緑化活動を進めることが課題です。

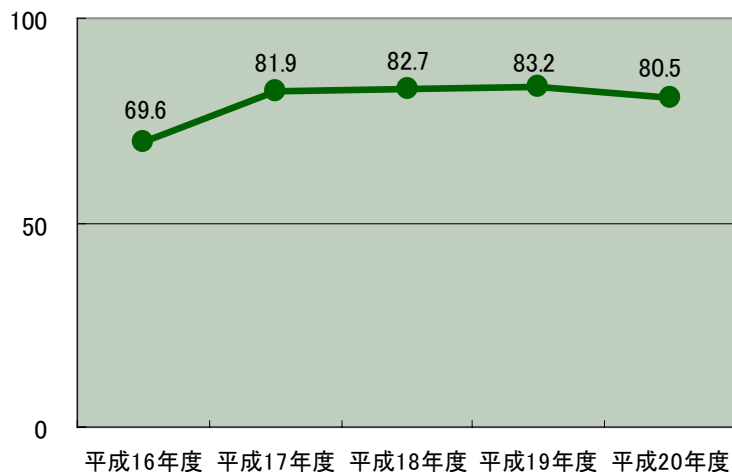
基本方針

- ・地球温暖化防止の観点から市街地内CO₂吸収源※の倍増を目指し、公園・緑地・水辺等空間の整備を図ります。
- ・地区花壇や緑化講習会等を通じて人材の確保と育成に努め、市民参加型の緑づくりの普及・啓発を促進します。

施策体系

1. 地域環境を活かした公園・緑地の整備充実
2. 市民参加型の緑づくり

■市内の緑に満足している市民の割合
(%)



みんなで草花に親しむオープンガーデン



さらに市民に親しまれる公園を目指して

個別施策内容

1. 地域環境を活かした公園・緑地の整備充実

(1) 公園緑地の整備保全（市街地内CO₂吸収源※倍増事業）

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
公園緑地の新設を推進します。	新市街地地区公園施設新設事業 運動公園周辺地区公園施設新設事業 西平井・鰭ヶ崎地区公園施設新設事業 木地区公園施設新設事業 県立市野谷の森公園施設新設事業★	継続 都市整備部みどりの課 上期 都市整備部みどりの課 継続 都市整備部みどりの課 中期 都市整備部みどりの課 継続 都市整備部みどりの課
公園緑地の維持管理を推進します。	街路樹整備事業 市民の森※整備事業 公園緑地維持管理事業	継続 都市整備部みどりの課 継続 都市整備部みどりの課 継続 都市整備部みどりの課

(2) 安心安全な公園施設整備

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
安心安全な公園施設整備を推進します。	遊具施設等安全対策事業	継続 都市整備部みどりの課

2. 市民参加型の緑づくり

(1) 市民等と協働※による緑化推進

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
緑の啓発活動を促進します。	緑の啓発事業	継続 市民
緑化活動を促進します。	緑化推進事業	継続 市民
ふるさと緑の基金積立を促進します。	ふるさと緑の基金積立事業	継続 市民

目標指標

指 標 名	取得方法	基準値(H20)	目標値(H31)	考え方
市街地内CO ₂ 吸収源※増加率	業務	100%	200%	環境対策のバロメータでもあるCO ₂ 吸収源※の増加倍率を指標とし、市が管理している公園・緑地・街路樹及びグリーンチェーン認定宅地の緑化を推進します。
市内の緑に満足している市民の割合	アンケート	80.5%	80.0%	開発等による緑地の減少に伴い、みどりに対する市民満足度の低下が懸念される中、市民のニーズに合ったみどり政策を行うことにより、概ね良好であると思われる水準を維持します。
グリーンチェーン認定率	業務	22.2%	80.0%	開発事業者等に対するグリーンチェーン戦略※についてのPRを行うことなどにより、市民や事業者理解と協力を得て、認定率の向上を図ります。

★印の主な事務事業は資料編の「主な事務事業マップ」に掲載しています。

1-2 地域特性に合った良好な市街地整備

現状と課題

- 西平井・鰯ヶ崎地区、運動公園周辺地区、木地区、新市街地地区の合計約640ヘクタールで土地区画整理事業が行われており、事業のスピードアップが課題です。
- 既成市街地の都市基盤整備の遅れが指摘されており、東深井、主に運河駅周辺の整備が課題です。
- 良好な都市基盤の整備の確保と併せ、周辺環境に配慮した土地利用が求められており、開発事業者の理解と協力が課題です。
- 開発行為・建築確認や既存建築物・道路に関する情報の整理・保存、建築士や建築士事務所等の情報の共有化が求められており、情報の電子データ化による適正な管理が課題です。

基本方針

- ・TX※沿線整備事業を推進します。
- ・既成市街地地区の駅周辺地域の住み良い住環境の向上に努めます。
- ・良好な都市環境の形成に向け、開発事業の適正な指導に努めます。
- ・指定道路※図及び調書の作成並びに建築確認・開発許可に関する情報の電子化による管理を推進します。

施策体系

1. TX※沿線整備の推進
2. 既成市街地の整備
3. 開発事業の適正指導
4. 開発許可・建築確認情報の整備管理

■市街化区域のうち区画整理の完了した面積（平成20年）

地区名	施行者	整備面積 (ha)	施行年度 始～終
加岸	組合	9.7	昭和40～50年
加	組合	38.2	昭和58～平成9年
三輪野山	組合	15.4	昭和44～51年
思井・中	組合	26.7	昭和47～50年
初石	組合	18.1	昭和41～43年
西平井	市	31.0	昭和39～48年
東深井甲	組合	0.8	平成10～11年
南流山	市	132.5	昭和43～63年
鰯ヶ崎	組合	4.2	昭和44～54年
鰯ヶ崎中島	組合	3.0	平成10～11年
平和台	組合	8.7	昭和63～平成9年
平和第3	個人	1.0	昭和49～52年
平和第2	組合	1.9	昭和41～42年
平和	組合	15.3	昭和38～40年
流山	市	15.9	昭和33～42年
三輪野山第2	組合	34.2	平成5～19年
換地処分済合計（16地区）		356.6	
運動公園周辺	県	17.8	平成10～34年
西平井・鰯ヶ崎	市	9.3	平成10～28年
木	県	15.5	平成10～26年
新市街地	都市再生機構	73.2	平成11～30年
施行中合計（4地区）		115.8	
総計（20地区）		472.4	



グリーンチェーン戦略で

さらに緑あふれる街並みに

個別施策内容

1. T X※沿線整備の推進

(1) 西平井・鰯ヶ崎地区土地区画整理事業の推進

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
西平井・鰯ヶ崎地区の土地区画整理事業を推進します。	西平井・鰯ヶ崎地区土地区画整理事業	継続 西・鰯地区区画整理事務所

(2) 千葉県及び都市再生機構施行地区の土地区画整理事業の促進

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
T X※沿線整備地区のまちづくりを促進します。	運動公園周辺地区一体型特定土地区画整理国費対象市負担事業 木地区一体型特定土地区画整理国費対象市負担事業	継続 千葉県 継続 千葉県
流山おおたかの森駅及び流山セントラルパーク駅前のまちづくりを推進します。	新市街地地区高質空間整備事業 運動公園周辺地区高質空間整備事業	中期 都市整備部まちづくり推進課 中期 都市整備部まちづくり推進課

(3) 土地区画整理事業の調整

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
T X※沿線整備事業を円滑に進めるため、各種調整を行います。	4地区施行者・各施設管理者・関係機関との協議調整事業	継続 都市整備部まちづくり推進課

(4) T X※駅センター地区の活用

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
流山おおたかの森駅センター地区の土地活用を促進します。	駅前センター地区まちづくり推進事業	継続 土地所有者
T X※駅前市有地の有効利用を推進します。	流山おおたかの森駅前市有地活用事業 流山セントラルパーク駅前市有地活用事業	上期 総合政策部誘致推進課 継続 総合政策部誘致推進課
流山おおたかの森駅センター地区の活性化を推進します。	都市広場等管理事業	継続 都市整備部まちづくり推進課

(5) 流山グリーンチェーン戦略※の推進

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
みどり豊かな生活環境を作るための調査や普及活動などを行います。	流山グリーンチェーン戦略※推進事業	継続 都市整備部みどりの課

2. 既成市街地の整備

(1) 既成市街地内の駅周辺の整備

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
既成市街地内の駅周辺のまちづくりを推進します。	運河駅東口周辺市街地整備事業★	継続 都市整備部まちづくり推進課

★印の主な事務事業は資料編の「主な事務事業マップ」に掲載しています。

3. 開発事業の適正指導

(1) 開発行為の適正指導

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
開発指導に関し、「条例」及び「要綱」等を整備し指導及び誘導の充実を推進します。	開発行為等指導事業	継続 都市計画部宅地課

4. 開発許可・建築確認情報の整備管理

(1) 道路情報の整備・管理

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
指定道路※調書及び指定道路※図の作成を推進します。	指定道路※図及び指定道路※調書作成事業	上期 都市計画部建築住宅課

(2) 情報の電子データによる一元化

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
道路情報管理システムの導入を推進します。	統合型地図情報システム※導入事業	中期 都市計画部建築住宅課
開発許可・建築確認情報等を電子データ化し、開発の調査の迅速化及び各種許可書の発行、管理の一元化を推進します。	開発許可管理システム構築事業 建築確認支援システム更新事業	上期 都市計画部宅地課 継続 都市計画部建築住宅課

目標指標

指 標 名	取得方法	基準値(H20)	目標値(H31)	考え方
市街化区域のうち基盤整備の完了した面積	業務	472.4ha	933.5ha	土地区画整理事業は、計画的に道路や公園等の基盤を整備する事業であり、良好な市街地を形成できることから、その完了面積を指標とします。
良好な市街地が形成・維持されていると感じている市民の割合	アンケート	67.2%	78.2%	T×※沿線整備等駅周辺の基盤整備やそれ以外の道路・公園整備などに対する市民の満足度を指標とします。
流山おおたかの森駅を中心とする計画に沿った活用がされている地域の面積	業務	28.8ha	159.9ha (H25)	本市の中心核としての土地活用を図るため、新市街地地区（流山おおたかの森駅を中心とした地区）の使用収益開始となった宅地面積を指標とします。
流山セントラルパーク駅を中心とする計画に沿った活用がされている地域の面積	業務	8.7ha	94.5ha	本市の地域核としての土地活用を図るため、運動公園周辺地区（流山セントラルパーク駅を中心とした地区）の使用収益開始となった宅地面積を指標とします。

1-3 個性ある公共空間・歴史環境の形成と保全

現状と課題

- 地域の特徴や歴史を活かしたまちづくりを推進し、個性豊かで良好な景観形成と保全を図るため、景観条例の浸透と景観計画※を充実させていく必要があります。
- T×※沿線では、土地区画整理事業の進捗と整合して用途地域を指定し、地区特性に合わせたルールを定めていく必要があります。また、既存市街地の良好な居住環境の保全・形成を図るために、地区計画※や建築協定※など、地域住民との協働※の取り組みを推進していく必要があります。
- 地域の事情に応じたルールづくりと、平成 20 年度からスタートしたまちづくり相談員※を派遣する制度の活用を図ることが必要です。
- 社会状況の変化や地域の実情に合ったまちづくりのため、都市計画の見直し、情報提供の充実が必要です。

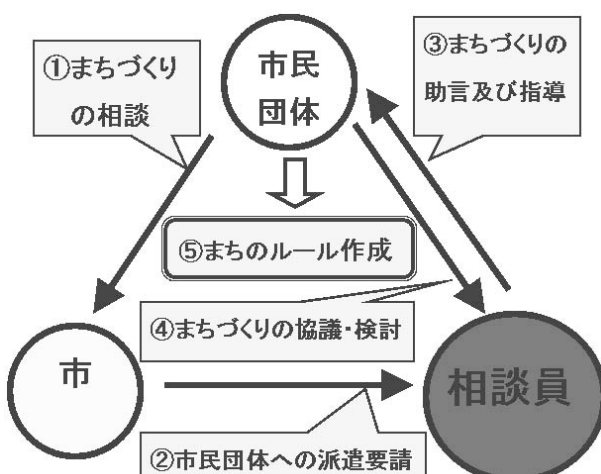
基本方針

- ・ 良好な景観の形成に向け、景観計画※、景観条例に基づき、景観に対する意識を市民、事業者、行政が共有し、共に醸成していくよう努めます。
- ・ 良好な住環境の住宅地については、地区計画※や建築協定※などにより、その維持保全に努めます。
- ・ まちづくり相談員※派遣制度の活用により、地域住民が主体のまちづくり活動の支援を推進します。
- ・ 土地利用の状況や都市計画事業の進捗及び地区計画等の策定に併せ、都市計画の変更・見直しを行います。

施策体系

1. 景観形成の誘導推進
2. 建築協定※・地区計画※の誘導推進
3. 専門家を活用した良好なまちづくりの誘導
4. 都市計画の変更・見直し

■ まちづくり相談員※派遣制度の仕組み



地区計画を活用した良好な住宅地

個別施策内容

1. 景観形成の誘導推進

(1) 景観形成の推進

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
景観条例に基づく届出に対する協議、指導及び景観計画※の更新をします。	景観形成推進事業	継続 都市計画部都市計画課

2. 建築協定※・地区計画※の誘導推進

(1) 建築協定※の締結

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
既存市街地における建築協定※の締結及び更新を推進します。	建築協定※締結・更新支援事業	継続 都市計画部建築住宅課

(2) 地区計画※の決定

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
地区のまちづくりルールの方策を促進します。	地区計画※に関する図書作成事業	継続 都市計画部都市計画課

3. 専門家を活用した良好なまちづくりの誘導

(1) 地域に合ったルールづくりの支援

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
まちづくり等の専門家を派遣し地域のまちづくりを支援します。	まちづくり相談員※派遣事業	継続 都市計画部都市計画課

4. 都市計画の変更・見直し

(1) 都市計画の変更

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
都市計画の見直しに必要な調査等を推進します。	都市計画に関する基礎調査事業	上期 都市計画部都市計画課
調査結果を踏まえ都市計画の見直しを推進します。	市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画見直し事業	上期 都市計画部都市計画課
	高度地区見直し事業	上期 都市計画部都市計画課

(2) 都市計画情報の提供

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
用途地域等の窓口・電話照会に最新情報の正確な提供を推進します。	都市計画地理情報システム更新事業	継続 都市計画部都市計画課

目標指標

指 標 名	取得方法	基準値(H20)	目標値(H31)	考え方
流山市は住み心地が良いまちであると思う市民の割合	アンケート	75.1%	80.0%	流山市の住み心地の良さの割合を把握し、将来のまちづくりに反映させます。
自宅周辺の街並みや景観を誇りに思う市民の割合	アンケート	51.3%	55.0%	街並みや景観に対する市民の意識を把握し、今後の景観行政に反映させます。
地区計画※の決定数	業務	28 箇所	35 箇所	良好な住環境を形成するため、地域特性に合わせて住民主体によるルールづくりを進めます。
建築協定※の決定数	業務	9 箇所	9 箇所	



後世に伝えたい魅力ある良好な景観を目指して

1-4 快適な生活環境を目指した下水道整備の推進

現状と課題

- 平成 20 年度末の本市の下水道（污水）普及率は 69.5%ですが、全国平均や近隣市の普及率を下回っていることから、今後も引き続き下水道整備の推進に努める必要があります。
- 市内の下水道管（污水）の総延長が約 300 キロメートルとなりましたが、その中で初期段階に整備した下水道管の老朽化が年々進んでいくことから、下水道管の計画的で適切な維持管理が必要です。
- 下水道管（污水）が新たに敷設されても、各家庭の浄化槽設置時期や接続工事費の経済的理由から、下水道への未接続の世帯が見られるため、下水道の普及促進と水洗化率（平成 20 年度末、90%）の向上が課題です。

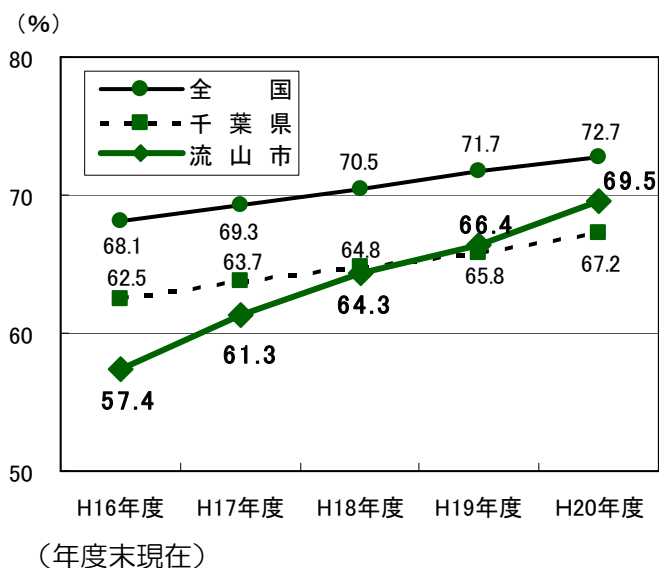
基本方針

- ・中期（3～5年）の公共下水道計画を公表し、市内地域間のバランスに配慮しながら、計画的な整備に努めます。
- ・下水道管の耐用年数の延伸を図るための適切な維持管理を行います。
- ・公共下水道への未接続世帯に対しては、継続的に啓発活動を行い、水洗化率の向上を図ります。

施策体系

1. 流域関連公共下水道の整備
2. 下水道の適切な維持・管理
3. 公共下水道の普及啓発活動の推進

公共下水道の普及率（人口比）



さらに整備を進める公共下水道



個別施策内容

1. 流域関連公共下水道の整備

(1) 流域下水道及び流域関連公共下水道整備

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
下水道全体計画の見直しを推進します。	流域関連公共下水道全体計画見直し事業	継続 土木部下水道建設課
公共下水道計画の変更（都市計画法、下水道法）を推進します。	公共下水道計画変更業務委託事業	継続 土木部下水道建設課
隣接市と共用する公共下水道管の整備を推進します。	公共下水道共用管建設負担事業	継続 土木部下水道建設課
流域関連公共下水道の整備を推進します。	江戸川左岸流域関連公共下水道整備事業 手賀沼流域関連公共下水道整備事業	継続 土木部下水道建設課 継続 土木部下水道建設課
土地区画整理事業の進捗に合わせ流域関連公共下水道の整備を推進します。	地区内汚水整備事業	継続 土木部下水道建設課
過年度発行の市債※の償還を推進します。	下水道債元金償還事業 下水道債利子償還事業	継続 土木部下水道業務課 継続 土木部下水道業務課
県事業流域下水道建設費の一部を負担します。	江戸川左岸流域下水道建設費負担事業 手賀沼流域下水道建設費負担事業	継続 土木部下水道建設課 継続 土木部下水道建設課

(2) 流域下水道の維持・管理

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
県事業流域下水道維持管理費の一部を負担します。	流域下水道維持管理事業	継続 土木部下水道業務課

2. 下水道の適切な維持・管理

(1) 下水道施設の情報管理

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
下水道施設情報の一元管理を推進します。	下水道情報管理システム構築事業	継続 土木部下水道業務課

(2) 下水道管の維持管理

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
下水道管の小規模な改修を推進します。	汚水管渠維持管理事業	継続 土木部下水道業務課
下水道管の大規模な改修を計画的に推進します。	汚水管渠補修事業	継続 土木部下水道建設課

(3) 簡易マンホールポンプの維持管理

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
簡易マンホールポンプの点検、補修を推進します。	簡易マンホールポンプ維持管理事業	継続 土木部下水道業務課

3. 公共下水道の普及啓発活動の推進

(1) 改造資金融資制度の充実

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
資金融資あっせん制度を推進します。	排水設備事業	継続 土木部下水道業務課

目標指標

指 標 名	取得方法	基準値(H20)	目標値(H31)	考え方
公共下水道普及率	業務	69.5%	88.5%	公共下水道普及率は、公共下水道（污水）が整備され、行政区域内のうち使用可能区域内の居住人口の占める割合を表すものです。
水洗化率	業務	90.4%	95.0%	水洗化率は、公共下水道（污水）が整備された区域内人口のうち、使用開始した人口の占める割合を表すものです。
BOD※濃度（生物化学的酸素要求量） （坂川、上富士川）	業務	3.1mg/ℓ	2.0mg/ℓ	下水道整備の目的の一つに「公共用水域の水質の保全に資すること」という規定があります。BOD※濃度は、公共下水道を整備することにより、その区域の河川水質が改善されたことを示す指標です。
BOD※濃度（生物化学的酸素要求量） （大堀川）	業務	5.6mg/ℓ	3.0mg/ℓ	同上



生活道路上で行われる公共下水道工事

1-5 土地利用・生活環境に配慮した道路整備

現状と課題

- T×※沿線区域を含む市街地間のアクセス向上のため、必要性の高い都市計画道路の早期整備が必要です。
- 道路の段差など、危険な場所が多く指摘されており、生活道路の安全な歩行空間を確保することが必要です。
- 道路の維持管理の需要も高まっており、適切な補修や管理の徹底が課題です。
- 流山橋の慢性的渋滞解消のため、都市計画道路3・2・25号下花輪駒木線（江戸川新橋道路）の早期建設が必要です。

基本方針

- ・ 都市計画道路等の計画的な整備を行い、骨格となる道路交通網の充実を図ります。
- ・ 歩行者及び自転車の通行に配慮した生活道路の整備を図ります。
- ・ 既存道路の維持補修を計画的に行うとともに、適切かつ迅速な道路管理により、道路環境の向上を図ります。
- ・ 都市計画道路3・2・25号下花輪駒木線（江戸川新橋道路）の早期建設を千葉県と協力して促進します。

施策体系

1. 幹線道路、補助幹線道路の整備
2. 生活道路の整備
3. 道路の維持管理
4. 都市計画道路3・2・25号下花輪駒木線（江戸川新橋道路）の建設促進



江戸川台とおおたかの森を結ぶ幹線道路の整備

個別施策内容

1. 幹線道路、補助幹線道路の整備

(1) 都市計画道路の整備

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
都市計画道路の整備を千葉県に協力し、促進します。	都市計画道路3・3・2号新川南流山線立体交差事業★	継続 千葉県
都市計画道路の整備を推進します。	都市計画道路3・3・28号中駒木線道路改良事業★	継続 土木部道路建設課
	都市計画道路3・4・10号市野谷向小金新田線立体交差事業★	継続 土木部道路建設課
都市計画道路の点検及び見直しをします。	都市計画道路の見直し事業	継続 都市計画部都市計画課

(2) 幹線、補助幹線道路の整備

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
幹線・補助幹線道路の整備を推進します。	市道東深井・市野谷2号幹線道路新設事業★	継続 土木部道路建設課

2. 生活道路の整備

(1) 既存道路の拡幅

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
狭隘踏切の解消を推進します。	東武野田線201号踏切拡幅事業★	上期 土木部道路建設課

(2) 生活道路の整備・改良

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
安全で利便性の高い生活道路の整備・改良を推進します。	江戸川台駅西口広場改良事業★ 利根運河遊歩道橋建設事業★	継続 土木部道路建設課 下期 土木部道路建設課

3. 道路の維持管理

(1) 既存道路の補修

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
道路及び橋りょうの維持補修を推進します。	道路維持補修事業	継続 土木部道路管理課

(2) 適切な維持管理

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
道路等の適切な維持管理を推進します。	道路台帳補正事業	継続 土木部道路管理課

4. 都市計画道路3・2・25号下花輪駒木線（江戸川新橋道路）の建設促進

（1）都市計画道路3・2・25号下花輪駒木線（江戸川新橋道路）の早期建設

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
都市計画道路3・2・25号下花輪駒木線（江戸川新橋道路）の早期建設を促進します。	都市計画道路3・2・25号下花輪駒木線（江戸川新橋道路）建設促進事業★	継続 千葉県

目標指標

指 標 名	取得方法	基準値(H20)	目標値(H31)	考え方
交通事故件数	業務	2,901 件	2,240 件	市民の交通安全確保のため、道路改良による交通事故多発箇所の解消などにより、交通事故件数の減少を目指します。
快適に移動できる道路網の整備がされていると感じている市民の割合	アンケート	54.4%	65.4%	道路整備によるアクセスの改善度や満足度を指標とします。
道路施設等に対する処理件数	業務	588 件	370 件	日頃より安心安全かつ快適な道路の維持に努めているかを表す処理件数を、指標とします。



都市の骨格を形成する都市計画道路の整備

1-6 安全性と快適性を兼ね備えた河川・排水路整備

現状と課題

- 台風や大雨時に河川や排水路などが溢水し、住宅地への浸水や道路が冠水する被害が発生しており、適切な河川や排水路等の整備が必要です。
- 洪水などの出水対策として、調整池などの整備や雨水の流出抑制が必要です。
- 治水機能を確保すべく排水施設においても、河川と同様に適切な整備が必要です。
- 野々下水辺公園などの親水公園が整備されていますが、一方で、調整池や排水路の水質浄化や水辺に親しむ事ができる調整池整備が求められています。

基本方針

- ・ 浸水被害解消のため、河川改修を推進します。
- ・ 雨水の流出抑制や地下水の涵養を図るため、貯留施設の整備や浸透施設の設置促進に努めます。
- ・ 治水機能を確保するため、排水施設の整備を推進します。
- ・ 親水空間創出のため、水質浄化と景観形成に努めます。

施策体系

1. 河川の改修
2. 出水対策の充実
3. 排水施設の整備
4. 河川等の環境整備

改修前



川幅、深さ共に不足していた河川（神明堀）

改修後



川幅を広げ、川底を下げ改修が終わった河川（神明堀）

個別施策内容

1. 河川の改修

(1) 準用河川の整備

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
準用河川神明堀改修工事を推進します。	準用河川神明堀改修事業★	継続 土木部河川課

(2) 普通河川の整備

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
上富士川上流における河川改修工事を促進します。	上富士川上流排水整備事業	継続 松戸市

2. 出水対策の充実

(1) 浸水対策整備

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
三輪野山総合治水対策計画策定を行い、整備促進に努めます。	三輪野山地区総合治水対策事業★	継続 土木部河川課

(2) 調整池整備

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
調整池の新設を推進します。	新東谷調整池整備事業★	継続 土木部河川課

3. 排水施設の整備

(1) 排水管等維持管理

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
雨水施設の補修を推進します。	排水管等維持補修事業	継続 土木部河川課

(2) 排水施設整備

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
土地区画整理事業地区や既存市街地の雨水排水施設の新設・改良を推進します。	地区内雨水整備事業 野々下 1 号雨水幹線整備事業★ 向小金雨水幹線整備事業★	継続 土木部河川課 継続 土木部河川課 上期 土木部河川課

4. 河川等の環境整備

(1) 河川等の維持管理整備

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
河川等の補修を推進します。	河川等維持補修事業	継続 土木部河川課

★印の主な事務事業は資料編の「主な事務事業マップ」に掲載しています。

(2) 水路環境整備

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
水路等の浚渫を推進します。	水路等浚渫事業	継続 土木部河川課

(3) 調整池環境整備

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
調整池の水質浄化を推進します。	準用河川宮園調整池水質浄化事業★	継続 土木部河川課
調整池の修景整備及び維持管理を推進します。	準用河川宮園調整池整備事業★ 大堀川防災調節池修景整備事業★ 新設調整池維持管理事業	継続 土木部河川課 上期 土木部河川課 上期 土木部河川課

(4) 河川環境用水整備

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
環境用水導入に伴う改修工事を行い、その後の維持管理に努めます。	準用河川神明堀河川環境用水整備事業 大堀川防災調節池河川環境用水整備事業★	継続 土木部河川課 上期 土木部河川課

目標指標

指 標 名	取得方法	基準値(H20)	目標値(H31)	考え方
憩いの場として河川環境について満足している市民の割合	アンケート	73.6%	80.0%	市民の身近な自然空間である河川・排水路等の整備改善に対して、直接市民が感じている満足度を指標とします。
雨水幹線の整備延長	業務	12.3 km	16.4 km	治水安全度を高めるため、雨水幹線の整備を推進します。



美しい自然景観で人気の利根運河

1-7 水需要に応じた水道事業の展開

現状と課題

- おおたかの森浄水場が完成し、給水区域全域の水需要増加への給水体制が整い、T×※沿線の都市基盤整備に合わせた配水管布設と、未給水地区等への配水管拡張が今後も必要です。
- 4つの浄水場の中で、老朽化の著しい江戸川台と東部の浄水場施設の更新が必要です。
- 市内の水道管には、布設後約40年を経過し、老朽化した配水管や耐震化されていない配水管があり、更新が必要です。
- 水道水への満足度は高い状況にありますが、社会現象としてペットボトル水等の依存傾向がみられることから、安心安全な水道水を積極的にPRして、水道経営の安定化に努めることが必要です。

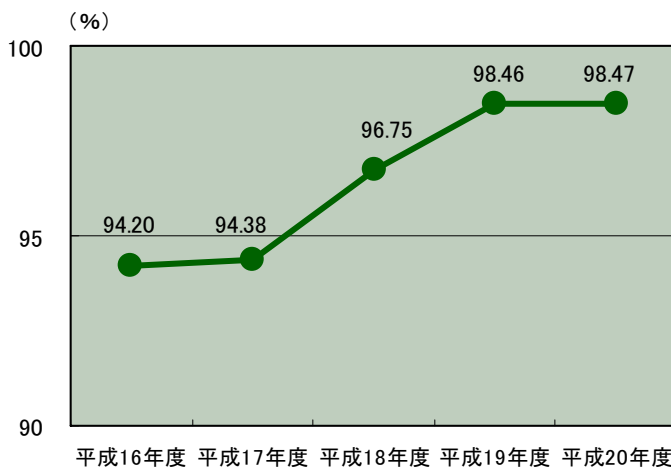
基本方針

- ・ T×※沿線整備地区及び未給水地区等における配水管の拡張を進めます。
- ・ 老朽化が進んでいる江戸川台と東部の浄水場について、計画的に更新を進めます。
- ・ 老朽化した配水管等の計画的な更新と適正な維持管理に努めます。
- ・ 水道事業の取り組み（経営状況・安全性・災害体制・事業展開など）を市民に積極的に発信し、安定経営に努めます。

施策体系

1. 配水管網の整備・充実
2. 浄水場施設の整備・更新
3. 老朽配水管等の更新
4. 水道事業の健全経営と安心安全な水道の推進

■ 給水普及率



平成18年6月から業務開始となったおおたかの森浄水場

個別施策内容

1. 配水管網の整備・充実

(1) T×※沿線整備地区の配水管拡張

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
土地区画整理事業の進捗に整合した配水管拡張を推進します。	T×※沿線整備地区配水管拡張事業	継続 水道局工務課

(2) 未給水地区等の配水管拡張

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
水質保全が可能な未給水地区での配水管拡張を推進します。	配水管拡張事業	継続 水道局工務課

2. 浄水場施設の整備・更新

(1) 老朽化した既設浄水場の更新

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
浄水場施設の更新を推進します。	江戸川台浄水場更新事業 東部浄水場第1期更新事業 東部浄水場第2期更新事業	継続 水道局工務課 上期 水道局工務課 下期 水道局工務課

(2) 既設浄水場の増設

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
浄水場施設の増設を推進します。	おおたかの森浄水場増設事業	中期 水道局工務課

(3) 井戸の更生

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
水道局所有の水源を保全するため、井戸の更生を推進します。	水道水源井戸更生※事業	継続 水道局工務課

3. 老朽配水管等の更新

(1) 老朽配水管等を耐震管に改良

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
既設配水管の耐震化を推進します。	老朽配水管等耐震化事業	継続 水道局工務課

(2) 安心安全な水供給

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
水道用資機材の備蓄倉庫を整備し、災害対策に努めます。	水道用資機材等備蓄事業	上期 水道局経營業務課

4. 水道事業の健全経営と安心安全な水道の推進

（１）浄水場運転管理等業務の委託

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
浄水場の運転管理等を包括的に委託し、効率的な経営に努めます。	浄水場運転管理等業務委託事業	継続 水道局工務課

（２）水道料金等徴収業務の委託

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
水道料金等の徴収に係る一連の業務を包括的に委託し、効率的な経営に努めます。	水道料金等徴収業務委託事業	継続 水道局経営業務課

（３）水道事業の啓発事業

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
広報紙の発行やポスター募集等を通じて、安心安全な水道について積極的にPR活動を推進します。	水道に関するPR事業	継続 水道局経営業務課

（４）総合情報管理システムの運用

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
水道企業会計システムや入札契約管理システム等の充実に努めます。	水道総合情報管理システム構築事業	継続 水道局経営業務課

（５）水道事業推進に係る職員研修

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
水道事業に係る研修や講座を受講し、円滑な事業執行を推進します。	水道局職員研修事業	継続 水道局経営業務課

（６）統計資料の作成

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
水道事業年報等を作成します。	水道統計資料作成事業	継続 水道局経営業務課

目標指標

指 標 名	取得方法	基準値(H20)	目標値(H31)	考え方
安全な水を安定的に供給されていると感じている市民の割合	アンケート	84.0%	86.0%	水質基準をクリアした安全な水を、必要な量、供給できることが、水道利用者に満足感を与えられます。
給水普及率	業務	98.47% ＊	98.55% ＊	給水区域内の水道需要者から給水申込みを受けた場合、原則として水道事業者が給水義務が発生します。これを給水普及率で示します。

＊「給水普及率」は、普及率が全国的に成熟しているため、小数第2位の表記とします。

1-8 利便性と快適性を重視した公共交通機関の整備充実

現状と課題

- T×※開通により、公共交通の基軸となる鉄道網が整備されました。今後は、これらの鉄道の更なる利便性、快適性の向上が求められています。
- 江戸川台駅や初石駅にエレベーターが設置されバリアフリー※化を推進していますが、運河駅や初石駅の東口開設などの整備が課題です。
- 民間路線バスの拡充を図るとともに、ぐりーんバス※の運行改善及び新規路線の導入など、高齢化の進行に対応した移動の利便性の向上が求められています。

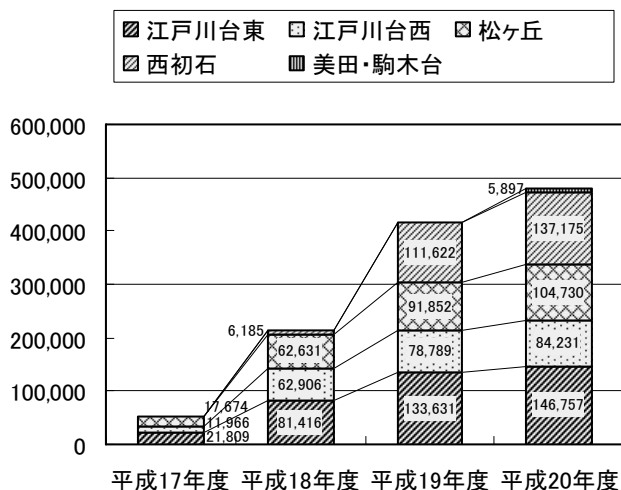
基本方針

- ・ T×※・JR線の混雑緩和のため、輸送力の増強、利便性の向上及びT×※の東京駅延伸の早期実現を引き続き関係機関に働きかけます。
- ・ 運河駅や初石駅の東口の開設を進めるとともに、公共交通施設の利便性・安全性の向上を促進します。
- ・ 民間路線バスの拡充を促進するとともに、ぐりーんバス※の運行改善及び新規路線の導入を推進します。

施策体系

1. 既存鉄道の輸送力充実
2. 既存鉄道駅施設及び関連施設の整備・充実
3. 公共交通網の整備・充実

■ 流山ぐりーんバス※利用状況



民間バス網も市民のための大切な交通

*平成17年11月21日より運行開始

個別施策内容

1. 既存鉄道の輸送力充実

(1) 輸送力の増強及び利便性の向上

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
鉄道の混雑緩和を促進します。	J R 武蔵野線輸送力増強要請事業	継続 千葉県

(2) T X※東京駅延伸の推進

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
T X※東京駅延伸を促進します。	T X※東京駅延伸促進事業	継続 沿線自治体

2. 既存鉄道駅施設及び関連施設の整備・充実

(1) 鉄道駅施設及び関連施設の安全性・利便性の向上

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
東武鉄道の運河駅、初石駅の橋上化を推進します。	運河駅施設整備事業★ 初石駅施設整備事業★	継続 都市計画部都市計画課、 鉄道事業者 下期 都市計画部都市計画課、 鉄道事業者
流山おおたかの森駅自由通路の効率的な管理を推進します。	流山おおたかの森駅自由通路管理事業	継続 土木部道路管理課、 鉄道事業者

(2) 鉄道の活性化の推進

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
流山線の活性化を支援します。	流鉄活性化支援事業	継続 都市計画部都市計画課、 鉄道事業者

3. 公共交通網の整備・充実

(1) バス交通の利便性の向上

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
民間バス路線網の拡充を促進するとともに、ぐりーんバス※の充実を推進します。	路線バス拡充要請事業 ぐりーんバス※運行事業	継続 バス事業者 継続 都市計画部都市計画課

(2) 公共交通網の充実

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
バスを補完する新交通施策を検討します。	高齢社会対応既存交通補完研究事業	上期 都市計画部都市計画課

★印の主な事務事業は資料編の「主な事務事業マップ」に掲載しています。

目標指標

指 標 名	取得方法	基準値(H20)	目標値(H31)	考え方
公共交通機関の利用について満足と感じている市民の割合	アンケート	60.7%	75.0%	市内公共交通機関に対する市民の満足度を把握し、今後の交通行政に反映させます。
ぐりーんバス※利用者数	業務	48万人	54万人	利用者数を把握し、これからの運行に反映させます。
ぐりーんバス※収支率	業務	76.7%	80.0%	収支率を把握し、できる限り市民の要望に応えた運行を行います。



市民に親しまれるぐりーんバス※